

年頭のごあいさつ



理事長 岡田 伊一郎 (東彼杵町長)

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

私は、昨年11月に開催された理事及び理事長の役員選挙におきまして、理事長にご推挙いただき、その重責を担うこととなりました。共済組合を取り巻く諸情勢は誠に厳しいものがありますが、皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、組合の発展のために最善を尽くして参る所存でございます。

さて、公的年金制度につきましては、少子高齢化の進行を見据え将来にわたって制度を維持していくための5年ごとの財政検証が昨年7月3日に公表されました。この結果を基に令和7年の年金法改正がなされることとなりますので、当組合におきましても制度改正の議論を注視しつつ適切に対応して参ります。

また、医療機関を受診する際に必要であった保険証（共済組合員証等）については、昨年12月2日以降の新規発行はなくなり、今後はマイナンバーカードを保険証（共済組合員証）として利用する「マイナ保険証」に一本化されました。このマイナ保険証への移行に伴い昨年の10月末に組合員、被扶養者を対象に「資格情報のお知らせ」を送付しました。

マイナ保険証をご利用いただくことは、過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を医師、薬剤師にスムーズに共有でき、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなどメリットがありますが、当組合といたしましても皆様が安心してご利用いただけるよう資格情報の管理等により一層取り組んで参ります。

その他、令和6年10月1日に施行されました子ども・子育て支援法等の一部改正する法律により、両親ともに育児休業を取得した場合に支給する「育児休業支援手当金」及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する「育児時短勤務手当金」が創設され、令和7年4月1日から施行されます。

また、同法の一部改正により、医療保険者（共済組合）は、政府に対して「子ども・子育て支援納付金」を納付することとされ、その費用を被保険者等から他の保険料等と合わせて徴収することが令和8年4月1日から見込まれております。

このように国の社会保障制度の様々な見直しが進められておりますが、情勢を迅速に把握し、構成団体と連携を密にしながら、共済組合として正確に対応し必要に応じて皆様への情報提供も行って参ります。

また、福祉事業の一環としての貯金、貸付、保健の各種事業につきましても、事業内容の充実を図りながら、組合員のニーズを的確に把握し、更なるサービスの向上に努めて参ります。

本年も皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、組合員の皆様並びにご家族の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。